

はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和4年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募集要項

【募集対象】 下の（１）又は（２）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

（１）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体

- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
- ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
- ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
- ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（２）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体

- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
- ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにメール、FAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

HP：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→

